

平成13年度税制改正の大綱の概要

1. 住宅土地税制

(1) 新住宅ロ-ン減税制度の創設

～平成13年6月末				平成13年7月～15年12月末	
住宅借入金等 年末残高	控除期間・控除率			住宅借入金等 年末残高	控除期間・控除率
	1～6年目	7～11年目	12～15年目		
5000万円 以下の部分	1%	0.75%	0.5%	5000万円 以下の部分	1%
最高控除額	587.5万円			最高控除額	500万円

(2) 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例

2.(3) 参照

(3) 土地譲渡益課税の負担軽減措置の延長

現行負担軽減措置の適用延長

(4) 登録免許税の軽減措置の拡充等

一定のSPC、投資信託、投資法人が不動産を取得した場合軽減措置を講ずる

2. 相続贈与税

(1) 事業承継への配慮（小規模宅地等の特例の拡充）

小規模宅地等につき、相続税の課税価格の計算の特例を拡充する

(2) 贈与税の基礎控除額の引き上げ

基礎控除額を、60万円から110万円に引き上げる

(3) 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例

- ・非課税限度額を、300万円(60万円×5)から550万円(110万円×5)に引き上げる
- ・一定の増改築、買い換えを適用対象に追加する

3. 金融証券税制

(1) 株式譲渡益課税

申告分離課税への1本化を、平成15年4月まで2年延期する

(2) 商品先物取引

商品先物取引による所得の課税を、申告分離課税(26%)によることとする

(3) 非居住者・外国法人の保有する一括国債の利子非課税制度の拡充

4. 企業組織再編税制

* 会社分割・合併等に係る企業組織再編税制の創設

- ・ 法人における課税
一定の組織再編成により移転する資産の譲渡損益を繰り延べ
- ・ 株主における課税
一定の株主が株式の交付を受ける際、旧株の譲渡損益を繰り延べ
- ・ 各種引当金の引継ぎ等
従前の課税関係を継続させることを基本としつつ、所要の措置
- ・ 租税回避の防止措置
繰越欠損金等を利用した租税回避行為の防止規定のほか、包括的な租税回避防止規定

- ・ その他
会社分割に伴う商業登記、不動産登記等に係る登録免許税を合併並の負担水準とする等、各税目につき所要の措置

5. 中小企業関連税制

* 中小・ベンチャー支援税制

中小企業投資促進税制、中小企業技術基盤強化税制の適用期限を延長

6. IT関連税制

- (1) 電子計算機の耐用年数の短縮
現行6年 パソコン4年、その他5年
*パソコン減税(100万円以下即時償却)については、適用期限の延長はなし(平成13年3月未まで)
- (2) 高速インターネット網の整備促進支援
広帯域加入者網普及促進設備につき、特別償却制度の対象に追加する等の措置を講ずる

7. NPO税制

* 認定NPO法人に対する寄付金控除等の創設

認定NPO法人に対する寄付金控除等の特例を創設する

8. その他

- (1) ワールドカップサッカー大会開催に関する税制上の措置
- (2) 外国税額控除制度における控除対象外国法人税の範囲の適正化
わが国法人税と著しく性質を異にし、もっぱら租税回避に利用することを目的として納付した外国の法人税等を、外国税額控除の対象から除外する